○財務省令第五十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成三十年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例）

第十二条　平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所若しくは居所又は主たる事務所を有する顧客又は代表者等であつて、第八条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、銀行等は、当該顧客又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。